

葛卷町農業委員会
第10回総会議事録

1 日 時 令和7年4月21日(月) 午後1時37分から午後2時21分

2 会 場 複合庁舎くずま〜る まき×まきホール

3 会議に付した議案

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について

報告第2号 農地法第6条第1項の規定による通知書の受理について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第4号 農地の利用状況報告書の受理について

議案第1号 令和6年度葛巻町農業委員会事業報告及び令和7年度事業計画(案)の承認について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについて

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定について

議案第6号 葛巻町農業委員会会議規則の一部改正について

議案第7号 会長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

議案第8号 葛巻町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について

議案第9号 葛巻町農業委員会委員等の身分証明書に関する規則の制定について

議案第10号 葛巻町農業委員会事務局規程の一部改正について

4 出席委員

①門 場 政 一

②久 保 淳

③藤 森 康 隆

④明 石 義 信

⑤折 元 大 樹

⑥戸 花 豪 紀

⑦山 本 一 英

⑧星 野 順 子

⑨外 平 静 子

5 欠席委員

な し

6 議事録署名委員

⑤折 元 大 樹

⑥戸 花 豪 紀

7 書記(農業委員会事務局)

折 本 誠(事務局長) 和 野 美 歌(事務局長補佐)

議 長（門場会長）

ただ今から、葛巻町農業委員会第10回総会を開会します。本日の出席委員は9名中9名で、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。また、11番大蛇推進委員より遅れるとの連絡がありましたのでお知らせします。

本日の総会提出議案は、お手元の議案書のとおりです。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は5番折元委員、6番戸花委員のお二人を指名いたします。

また、会議書記は事務局職員の折本事務局長と和野補佐を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定を行います。会期は、本日1日と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。

次に日程第3、会務報告について事務局の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

月 日	内 容	出 席 者
3月31日	退職者辞令交付式（まき×まきホール）	事務局
4月1日	辞令交付式（まき×まきホール）	門場会長、事務局
4月15日	現地確認（町内）	久保代理、戸花委員、折本、和野
4月16日	夢ミルクの会役員会（みもれ）	和野
4月17日 ～18日	農業委員会新任職員研修会	折本

議 長（門場会長）

ただ今の報告について何かご発言がございましたら、どうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので、以上で日程第3、会務報告を終わります。

次に日程第4、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の3の規定による届出書は2件でございます。

1番は●●地区の●●●●●さんが田1筆、畑6筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。

2番は●●地区の●●●●●さんが田1筆、畑5筆を相続し、登記が完了したことにより取得したものです。面積等はいずれも記載のとおりです。

受理通知書については、4月18日に送付させていただいております。以上でございます。

議 長（門場会長）

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたら、どうぞ。

(「なし」の声あり)

議長 (門場会長)

ないようですので、以上で報告第1号を終了いたします。

次に日程第5、報告第2号、農地法第6条第1項の規定による報告書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。事務局長。

事務局 (折本局長)

議案書は2ページをご覧ください。1件受理しましたのでご報告いたします。

●●●●●●●●から受理したもので、事業年度は令和6年1月1日から令和6年12月31日までの、1年間です。

農地所有適格法人の要件として4つございますが、まず1つ目の法人形態としては農事組合法人、2つ目の事業要件につきましては、売上高の過半が農業であること。それから3つ目の構成員要件ですが、農業関係者の議決権が総議決権の2分の1を超えていること。最後に4つ目の業務執行役員要件ですが、役員の過半が常時従事者であり、そのうちの1人以上が農作業に従事していることが要件で、いずれも適合すると認められるものです。以上になります。

議長 (門場会長)

以上で説明が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

議長 (門場会長)

ないようですので、以上で報告第2号を終了いたします。

次に日程第6、報告第3号、農地法第18条第6項の規定による報告書の受理についてを議題に供します。事務局より報告事項の説明を求めます。事務局長。

事務局 (折本局長)

議案書は3ページから4ページをご覧ください。農地法第18条第6項の規定による解約等に係る通知書を4件受理しましたので、ご報告いたします。

1番と2番は●●●●地区の●●●●●●さんが、岩手県農業公社を通して、同地区の●●●●●●さん所有の●●第●●地割字●●●●の畑3筆、計1,601㎡を賃貸借していたものです。

3番と4番は●●●●地区の●●●●●●さんが、岩手県農業公社を通して、●●市の●●●●●●さん所有の●●第●●地割字●●●●、●●第●●地割字●●の田1筆、畑6筆、計17,819㎡を賃貸借していたものです。今回、●●●●●●さんが2名の方から賃貸借している農地について、契約金額を統一するため一旦解約となるものです。解約成立日はそれぞれお目通しいただきたいと思っております。以上でございます。

議長 (門場会長)

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

議長 (門場会長)

ないようですので、以上で報告第3号を終了いたします。

次に日程第7、報告第4号、農地の利用状況報告書の受理についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

1 会議の開催につきまして、(1)から(3)は例年どおり開催し、(4)農地利用最適化推進検討会については、総会終了後、必要に応じて開催する予定でございます。

2 農地等の利用の最適化の推進でございます。(1)担い手への農地利用の集積・集約化については、農地の利用計画、利用権設定等についての指導、現地調査を実施します。農地利用集積の目標面積は54ha、集積率は73.5%とするものです。次に、(2)遊休農地の発生防止・解消については、農地の利用状況調査、利用意向調査及び現況に応じた速やかな非農地判断を実施します。農地の日及び農地パトロール等については、例年どおりでございます。

次に、17 ページをご覧ください。3 農政関係業務でございますが、基本的には昨年度と同様の内容となっております。(5)家族経営協定の普及及び締結促進に関してですが、6 年度末の認定農業者数 107 件で、7 年度目標につきましては、新規締結数 2 件、累計締結数 34 件、締結率 31.8%を目指すものでございます。以下、(6)農業災害対策から、4 農業後継者対策事業及び5 農業経営安定対策は昨年度と同様でございますので、お目通し願います。

右側に移りまして、6 各種大会及び研修会の実施・参加の主なものでございます。(1)から(4)まで、主要な研修会等が計画されております。

次に、7 農業者年金事業につきましては、夢ミルクの会への活動支援を継続して参ります。

18 ページをお願いします。8 相談事業につきましては、昨年度と同様でございます。

9 各種調査の実施及び外部団体への情報提供につきましては、7 月に農地利用状況調査、9 月から 11 月に農地利用意向調査を実施します。(3)から(5)につきましては適宜調査を実施し報告するものでございます。

次に 10 情報事業の推進につきましては、引き続き(1)のとおり、町ホームページ、くずまきテレビ、町広報誌による情報提供を行って参ります。(2)農業者年金加入促進につきましては、今年度の目標を 1 人とさせていただき予定でございます。(3)農業行政及び農業技術情報収集のための全国農業新聞の購読につきましては、購読者が減少傾向となっておりますので、引き続き購読いただくとともに、新規の購読を進め、購読者数が増となるよう推進して参ります。

最後になりますが、11 関係機関・団体との連絡協調につきましては、事業推進のため一層連携を強化していくものでございます。以上で説明を終わります。

議 長 (門場会長)

以上で報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

議 長 (門場会長)

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (門場会長)

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 1 号、令和 6 年度葛巻町農業委員会事業報告及び令和 7 年度事業計画(案)の承認について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（門場会長）

挙手全員です。よって議案第1号、令和6年度葛巻町農業委員会事業報告及び令和7年度事業計画（案）の承認については、原案のとおり決定することに決定いたします。

次に日程第9、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は、19ページをご覧ください。2件の申請がございます。

1件目ですが、申請地は●●第●●地割字●●●の牧場1筆212,758㎡のうち1,131㎡を風力発電設備の工事作業用地として一時的に使用するものでございます。貸付人及び借受人は記載のとおりです。

申請書は20ページになります。右側の4、転用の目的に係る事業の資金計画ですが、工事費は26,922,497円であります。グリーンパワーくずまき風力発電所の風車の10号機で、倍速機交換工事を行う工事用地として、必要最小限の面積を使用するものでございます。期間は、許可の日から3ヶ月の予定となっております。21ページからは事業計画と配置図、23ページからは位置図になります。

調査書は25ページをご覧ください。4、農地転用許可基準からみた意見と理由に記載のとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

2件目ですが、申請地は●●第●●地割字●●●の牧場1筆52,158㎡のうち212㎡及び江刈第44地割字下外川の牧場1筆24,496㎡のうち380㎡、合計592㎡を風力発電設備の工事作業用地として一時的に使用するものでございます。貸付人及び借受人は記載のとおりです。

申請書は26ページになります。右側の4、転用の目的に係る事業の資金計画が空欄となっておりますが、今回の工事は製造元の補償により行われるため、工事費はございません。

くずまき第二風力発電所の風車の2号機で、倍速機交換工事を行う工事用地として、必要最小限の面積を使用するものでございます。期間は許可の日から3ヶ月の予定となっております。

27ページからは事業計画と配置図、30ページは位置図になります。

調査書は32ページをご覧ください。4、農地転用許可基準からみた意見と理由に記載のとおり、各項目とも許可要件を満たしていると認められるものです。

なお、今回の2件につきまして、地区担当の外山推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

失礼いたしました。19ページの2番の面積ですが52,158のうち212となっておりますが、211となり合計が591となりますので訂正をお願いします。以上で説明を終わります。

議長（門場会長）

この報告は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を2番久保職務代理にお願いします。

2番（久保職務代理）

現地確認の報告をします。道路状況により現地に行くことができないため、航空写真により確認しましたが、風車に接した必要最小限の面積であり、作業効率の面からみても妥当と思われまます。以上です。

議長（門場会長）

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。山本委員どうぞ。

7 番（山本委員）

19 ページの 1 番と 2 番の会社名で、くずまきと入っているものと入っていないのがありますがどちらも同じ会社ということでよろしいでしょうか。

事務局（折本局長）

どちらも●●●●の会社になりますが、会社名としましてはどちらも記載のとおりでございます。

7 番（山本委員）

ありがとうございます。

議 長（門場会長）

他に質問ございますか。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについては、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（門場会長）

挙手全員です。よって議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見の決定を求めることについては、原案のとおり許可相当として県知事に意見を提出いたします。

次に日程第 10、議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は 33 ページをご覧ください。2 件の変更申請がございます。

1 件目は、●●●●●●●●●●が仮設事務所及び資材置場等として一時転用している農地について、当初契約に対し工期が延長したことから、令和 7 年 7 月 31 日まで転用を延長するものでございます。

申請書は 34 ページ、位置図は 35 ページになります。34 ページの意見書に記載のとおり、許可相当と思われます。なお、地区担当の山崎推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。

2 件目は、●●●●●●●●●●が仮設事務所及び資材置場等として一時転用している農地について、当初契約に対し工期が延長したことから、令和 7 年 8 月 15 日まで転用を延長するものでございます。

申請書は 36 ページ、位置図は 37 ページになります。36 ページの意見書に記載のとおり、許可相当と思われます。なお、地区担当の柳岡推進委員から、特に意見等はない旨、報告を受けておりますので、併せて申し添えます。以上で説明を終わります。

議 長（門場会長）

以上で説明が終わりました。この事案は現地確認が行われております。現地確認結果の報告を 6 番戸花委員にお願いします。

6 番（戸花委員）

現地確認の結果を報告します。1番は、令和7年3月6日に転用許可を受けたものであり、県発注工事の工期延長による変更申請であります。事業完了後は速やかに原状復帰することから農地への影響はないと思われます。

2番は、令和6年12月18日に転用許可を受けたものであり、県発注工事の工期延長による変更申請であります。事業完了後は速やかに原状復帰することから農地への影響はないと思われます。以上です。

議長（門場会長）

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（門場会長）

挙手全員です。よって議案第3号は、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。

次に日程第11、議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は38ページをご覧ください。農地中間管理機構である岩手県農業公社を通じて契約するものです。

1番は、●●町の●●●●さん所有の畑4筆、20,148㎡を●●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。

2番は、●●●●地区の●●●●さん所有の畑3筆、1,601㎡を同地区の●●●●●さんが賃貸借するものです。

3番は、●●●地区の●●●●さん所有の畑1筆、406㎡を同地区の●●●●さんが賃貸借するものです。39ページをご覧ください。

4番は、●●●地区の●●●●さん所有の畑1筆、3,330㎡を同地区の●●●●さんが使用貸借するものです。

5番は、●●市の●●●●さん所有の田1筆、畑6筆、計7筆、17,819㎡を●●●●地区の●●●●●さんが賃貸借するものです。

利用目的や期間などについては、それぞれ、お目通しいただきたいと思ひます。以上で説明を終わります。

議長（門場会長）

以上で報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

議長 (門場会長)

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (門場会長)

異議なしと認め、採決に移ります。議案第4号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 (門場会長)

挙手全員です。よって議案第4号は、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。

次に日程第12、議案第5号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定についてを議題に供します。この案件は、座席番号7番の山本委員が賃貸借の当事者となりますので、農業委員会に関する法律第31条、議事参与の制限の規定を準用し退席をお願いいたします。

(7番 山本委員 退席)

議長 (門場会長)

事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局 (折本局長)

議案書は40ページをご覧ください。農地中間管理機構である岩手県農業公社を通じて契約するものです。●●●市の●●●●さん所有の田3筆、3,710㎡を●●地区の●●●●さんが賃貸借するものです。利用目的や期間などについては、それぞれ、お目通しいただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長 (門場会長)

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

(「なし」の声あり)

議長 (門場会長)

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (門場会長)

異議なしと認め、採決に移ります。議案第5号、農用地利用集積等促進計画案に対する意見の決定については、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 (門場会長)

挙手全員です。よって議案第5号は、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。山本委員は入室してください。

(7番 山本委員 入室)

議長 (門場会長)

次に、日程第13、議案第6号、葛巻町農業委員会会議規則の一部改正についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は41ページをご覧ください。葛巻町農業委員会会議規則の一部改正についてであります。

42ページをご覧ください。改正箇所ですが、第1条の2行目、第28条を第27条に改正するものであり、公布の日から施行するものであります。農業委員会等に関する法律の条文に合わせて改正するものであります。以上で説明を終わります。

議長（門場会長）

以上で報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第6号、葛巻町農業委員会会議規則の一部改正については、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第6号は、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。

次に、日程第14、議案第7号、会長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は43ページをご覧ください。会長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正についてであります。44ページをご覧ください。改正箇所ですが、第3条、(2)の下から2行目、局長補佐、係長の部分を局長補佐とし、係長を削除するものであり、公布の日から施行するものであります。町の室及び係の廃止に伴い改正を行うものであります。以上で説明を終わります。

議長（門場会長）

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第7号、会長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正については、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第7号は、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。

次に、日程第15、議案第8号、葛巻町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は45ページをご覧ください。葛巻町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正についてであります。

46ページをご覧ください。改正箇所ですが、第4条、(2)の禁固を拘禁刑とするものであります。刑法改正により、拘禁刑が創設されたことに伴う改正であります。なお、施行日は刑法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令により令和7年6月1日からの施行となります。以上で説明を終わります。

議長（門場会長）

以上で報告が終わりました。これより質疑に入ります。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。

議案第8号、葛巻町農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正については異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第8号は、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。

次に、日程第16、議案第9号、葛巻町農業委員会委員等の身分証明書に関する規則の制定についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は47ページをご覧ください。葛巻町農業委員会委員等の身分証明書に関する規則の制定についてであります。48ページをご覧ください。

農業委員会等に関する法律に合わせて、身分証票から身分証明書に見直すものであり、身分証明書に関する規則として新たに制定するものであります。規則の内容につきましては、身分証票が身分証明書に変わるものであります。この規則の公布に伴い、葛巻町農業委員会委員等の身分証票に関する規則は、廃止するものであります。以上で説明を終わります。

議長（門場会長）

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 9 号、葛巻町農業委員会委員等の身分証明書に関する規則の制定については、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第 9 号は、原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。次に、日程第 17、議案第 10 号、葛巻町農業委員会事務局規程の一部改正についてを議題に供します。事務局より議案の説明を求めます。事務局長。

事務局（折本局長）

議案書は 50 ページをご覧ください。葛巻町農業委員会事務局規程の一部改正についてであります。51 ページをご覧ください。改正箇所ですが、第 2 条第 2 項、事務局長補佐、係長を事務局長補佐とし、係長を削除。第 4 条第 3 項を削除し、第 4 項を第 3 項に繰上げ。第 5 条を削除。第 6 条を第 5 条に繰上げ、(1)総務係を庶務とし、第 7 条から第 10 条を第 6 条から第 9 条に繰上げるものであります。町の室及び係の廃止に伴い改正を行うものであり、公布の日から施行するものであります。以上で説明を終わります。

議 長（門場会長）

以上で報告が終わりました。質疑等ございましたらどうぞ。

（「なし」の声あり）

議 長（門場会長）

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（門場会長）

異議なしと認め、採決に移ります。議案第 10 号、葛巻町農業委員会事務局規程の一部改正については、異議なしとすることに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議 長（門場会長）

挙手全員です。よって、議案第 10 号は原案のとおり異議なしとすることに決定いたします。以上で本日の日程がすべて終わりましたので、葛巻町農業委員会第 10 回総会を閉会いたします。